

日常生活における人権意識の高揚と実践を

～外国人と人権～

～えがおいっぱいのまちへ～

人権尊重のまちづくり

つなぐは人と人



みんなで守る 世界の命

東温市立重信中学校 1年生 東・遥彩 さん

東温市教育委員会・東温市人権教育協議会

～外国人と人権～

① 外国人の人権を尊重しましょう

国際化の進展により、愛媛県でも外国人訪問者や在県外国人数が年を追うごとに増加し、2017（平成29）年末における外国人登録者数は11,745人で、10年前と比較すると大幅に増加しています。東温市においては190人となっています。こうした外国人の増加に伴い、言語や習慣・文化の違いに対する理解不足などから、雇用や住宅入居などにおけるトラブルが時として生じています。

2020年の夏季オリンピック・パラリンピック競技大会の開催都市が東京に決まったこともあり、外国人と接する機会は今後益々増加することが予想されます。

外国人に対する偏見や差別をなくしていくため、市民の皆様も、文化等の多様性を認め、言語、宗教、生活習慣等の違いを正しく理解し、これらを尊重するとともに、お互いの人権に配慮した行動をとるようしましょう。



●「人権擁護に関する世論調査」内閣府（平成29年10月）から



日本に居住している外国人に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか？（複数回答あり）

- | | |
|-----------------------------|-------|
| 「風習や習慣等の違いが受け入れられないこと」 | 41.3% |
| 「就職・職場で不利な扱いを受けること」 | 30.9% |
| 「アパート等への入居を拒否されること」 | 24.6% |
| 「差別的な言動をされること」 | 22.4% |
| 「職場、学校で嫌がらせやいじめを受けること」 | 20.6% |
| 「じろじろ見られたり、避けられたりすること」 | 17.5% |
| 「結婚問題で周囲の反対を受けること」 | 14.7% |
| 「宿泊施設、店舗等への入店や施設利用を拒否されること」 | 7.9% |

② ヘイトスピーチ問題



近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動（いわゆるヘイトスピーチ）が社会的関心を集めています。

市民一人ひとりの人権が守られるためには、いじめや虐待はもちろん、人を誹謗中傷し、排斥するような人権侵害や差別は許されません。また、こうした言動は人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねません。

2016（平成28）年6月には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が施行され、ヘイトスピーチが違法行為として位置付けられました。

東温市では、国籍や人権、民族を問わず、すべての人が住み慣れた地域で安心して暮らし、夢と希望の持てる社会を皆で築いていきたいと考えています。

ヘイトスピーチを伴うデモ等の認知度

●「人権擁護に関する世論調査」内閣府（平成29年10月）から



ヘイトスピーチを伴うデモ、集会、街宣活動等を知っていますか？



- | | | |
|---------|-------|-------|
| 「知っている」 | | 57.4% |
| 「知らない」 | | 42.6% |



「知っている」と答えた方（1,009人に）
そのようなデモ等をどのようにして知りましたか？（複数回答あり）

- | | | |
|--------------------------------------|-------|-------|
| 「テレビ・ラジオや新聞などの報道で 見たり聞いたりしたことがある」 | | 92.2% |
| 「デモ等の様子をインターネットなどで見たことがある」 | | 26.1% |



「知っている」と答えた方（1,009人に）
そのようなデモ等を見聞きしてどのように思いましたか？

（複数回答あり）

- | | | |
|---------------------|-------|-------|
| 「日本に対する印象が悪くなると思った」 | | 47.4% |
| 「不愉快で許せないと思った」 | | 45.5% |
| 「表現の自由の範囲内のものだと思った」 | | 17.0% |

③ 私たちがしなければならないこと

ヘイトスピーチは、**社会に差別を広げ、人の尊厳を破壊し、ときには心身を害するほどの言葉の暴力**です。

ヘイトスピーチを許さないという意識をしっかりと心にとどめ、私たち自身がヘイトスピーチについて理解を深めることが必要です。

同じ地域でともに暮らす仲間、同じ会社で働く仲間として、文化や価値観、生活習慣の違いを認め合い、外国人と共生する地域を築いていくという気持ちを持ちましょう。

人権に国籍や国境の壁はありません。今後ますます国際化が進み、外国人居住者が増加すると予想されます。このような中で、同じ地域・会社でともに暮らす・働く仲間として、外国人の人権を尊重し、共生する地域社会を築いていくためには、外国人の方々にも日本語の理解や地域社会への積極的な参加が求められますが、私たち日本人は次のようなことを心がけていくことが必要です。

- 外国人に対する誤解や偏見による予断をなくして、お互いに尊重し合う意識を高めましょう。
- 外国人の宗教、習慣、文化を理解して、外国人の持つ価値観、生活習慣など多様性を認め合いましょう。



人権に関する相談先

■東温市

| | |
|------------|------------------|
| 地域包括支援センター | TEL 089-955-0150 |
| 重信教育相談室 | TEL 089-964-3437 |
| 川内教育相談室 | TEL 089-966-6150 |

■松山地方法務局

| | |
|---------------------------|------------------|
| みんなの人権110番 | TEL 0570-003-110 |
| 子どもの人権110番 | TEL 0120-007-110 |
| いじめ相談ダイヤル24 (PHS・IP電話) | TEL 0570-078-310 |
| 女性の人権ホットライン | TEL 089-960-8522 |
| | TEL 0570-070-810 |



東溫市イメージキャラクター
いのとん

■愛媛県総合教育センター教育相談室 TEL 089-963-3986

■愛媛県国際交流センター TEL 089-917-5678